

第5節 遺構に伴わない遺物

遺構に伴わない遺物と、明らかに出土した遺構と時期が異なる一部のものについて、個々に報告する。

(1) 土器・土製品・瓦

2432・2433は口縁部に鋸歯文を施文する終末期の広口壺である。2433は黒雲母・角閃石を含む胎土Hの土器である。2434は口縁部下端が斜め下方に大きく拡張する器形を呈し、吉備地域の影響が強い個体である。2435も口縁端部を上方に拡張させる形態は吉備地域に多い属性で、黒雲母・角閃石を含む胎土であることから備中南部地域からの搬入品と判断した。2436は口縁部に凹線文を残す壺で頸部下端に柳描文、原体刺突文を施すもので、文様と口縁部形態から愛媛県伊予地域や広島県安芸地域の後期前葉の土器に近い。

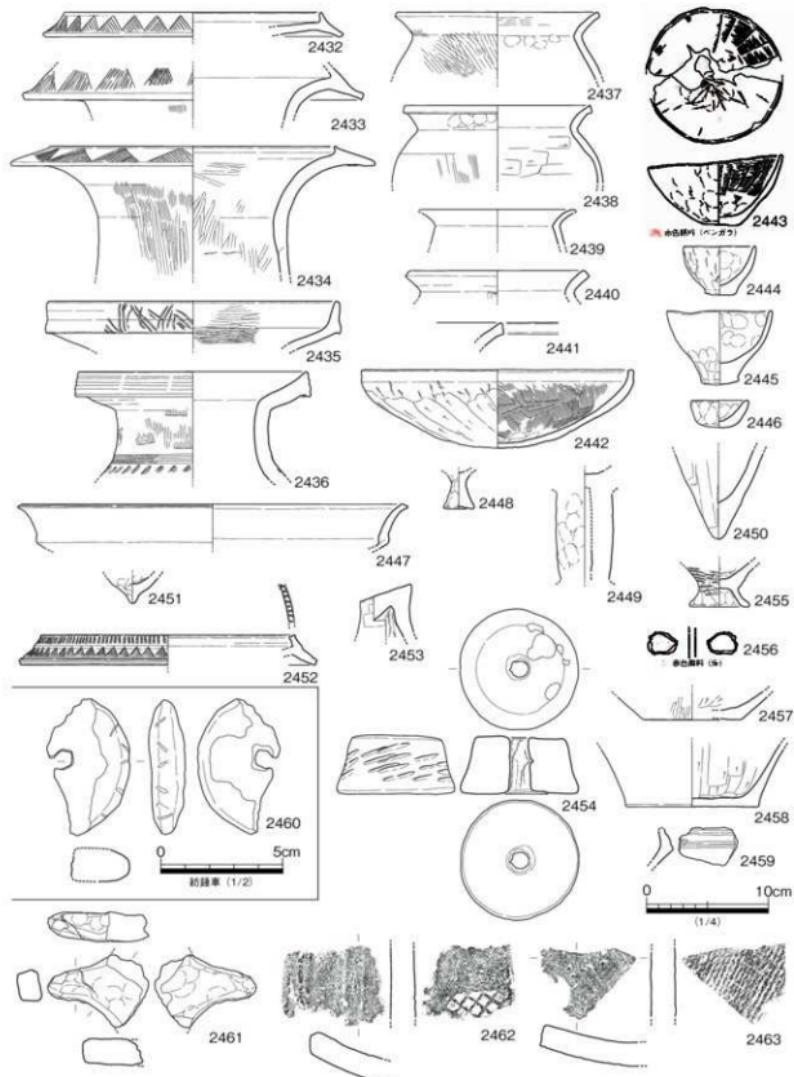
2443～2445の鉢は平底の底部を残す後期前半から後期後半古段階に属す小形鉢で、2443は焼成後の土器内面にベンガラがほぼ全面に付着する。朱が内面に付着する例は多いが、このように焼成前の土器装飾以外で顔料としてのベンガラが残る例は希少である（第4章第6節分析番号55）。

2447は口縁部が屈曲するタイプの高杯で後期後半古段階。2448はミニチュアの高杯とした。脚部は中実で作られる。2449は脚柱が細く中膨らみを呈す高杯である。2450・2451は尖底の土器で、形態的には日本海側で古墳時代から古代にみられる尖底製塙土器に類似するが、その時期の遺物は本調査地では少ないことから、似て非なる尖底の鉢の可能性が高い。一方で2455は本遺跡では珍しい低脚で叩き成形の製塙土器である。2453・2454は支脚と位置づけた。2454は支脚とするには器高が低い。しかし旧練II報告のSR02上層出土の2164に同様の事例があることから支脚の一形態とみた。2456は内面に朱が付着する土器である。

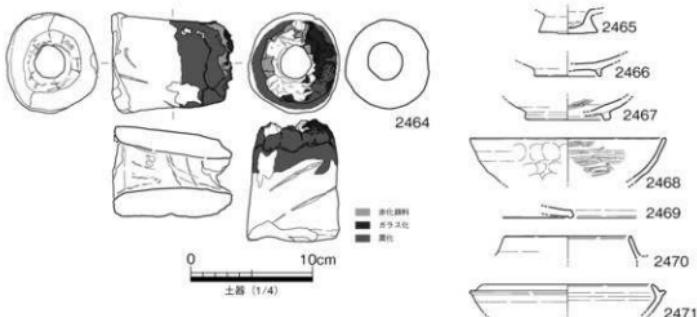
2460は土製軽錘車である。肉厚で側縁に簡略化した山形鋸歯文を施文する。2461は異形土製品で、文様等の属性が全くないことから位置づけは難しいが、土偶あるいは土板の腕の可能性を検討する必要があろう。繩文時代晩期の須田中尾瀬遺跡に同様の例がある。2459は凹線文施文の繩文時代後期末から晩期にかけての土器である。

2462・2463は平瓦である。いずれも須恵質で2462は凸面に格子目叩きが、2463は斜行する繩目叩きが残る。前者は古代前半、後者は中世初期の十瓶山窯における生産品であろう。

2464は繩羽口である。搅乱土出土のため所属時期は不明である。全長は短く、被熟状態からみて中央付近まで炉に挿入されている。2465～2468は12世紀の土師質土器、黒色土器、瓦器である。2469～2471は古墳時代から古代前半の須恵器である。



第386図 包含層出土遺物実測図 土器1



第387図 包含層出土遺物実測図 土器2

(2) 石器

S298～S334（S324を除く）はサヌカイト製打製石鎌で凹基・平基のものである。いずれも完形品は長さ3.5cm以下である。S335～S344は凸基式。そのうちS342・S343は鉄鎌の主頭式に類似する。

S345は片面加工の石錐である。S346は打製石剣。以上の小型製品は素材面に摩滅が見られる個体が多い。打製石庖丁を転用したものが多い。S347は横形の石匙である。刃部は表裏から加工した両刃である。

S349～S355はサヌカイト製の打製石庖丁である。S356～S357は結晶片岩製の打製石庖丁である。S356は刃縁が器体の主軸方向に強く摩滅する。

S366・S367は打製石斧である。S366は安山岩、S367は結晶片岩である。

S358～S364はスクレイパー。

S368～S373は楔状石核である。

S376・S377はハリ質安山岩で、S376は加工痕のある剥片、S377は剥片である。石材分析の結果、いずれも五色台及び城山・金山山塊据部に分布する東奥群と判別された（第4章第3節2）

S378は濃深緑色のチャートの剥片である。S379～S382は同じくチャートだが、火打石としての特徴的な痕跡が残る。

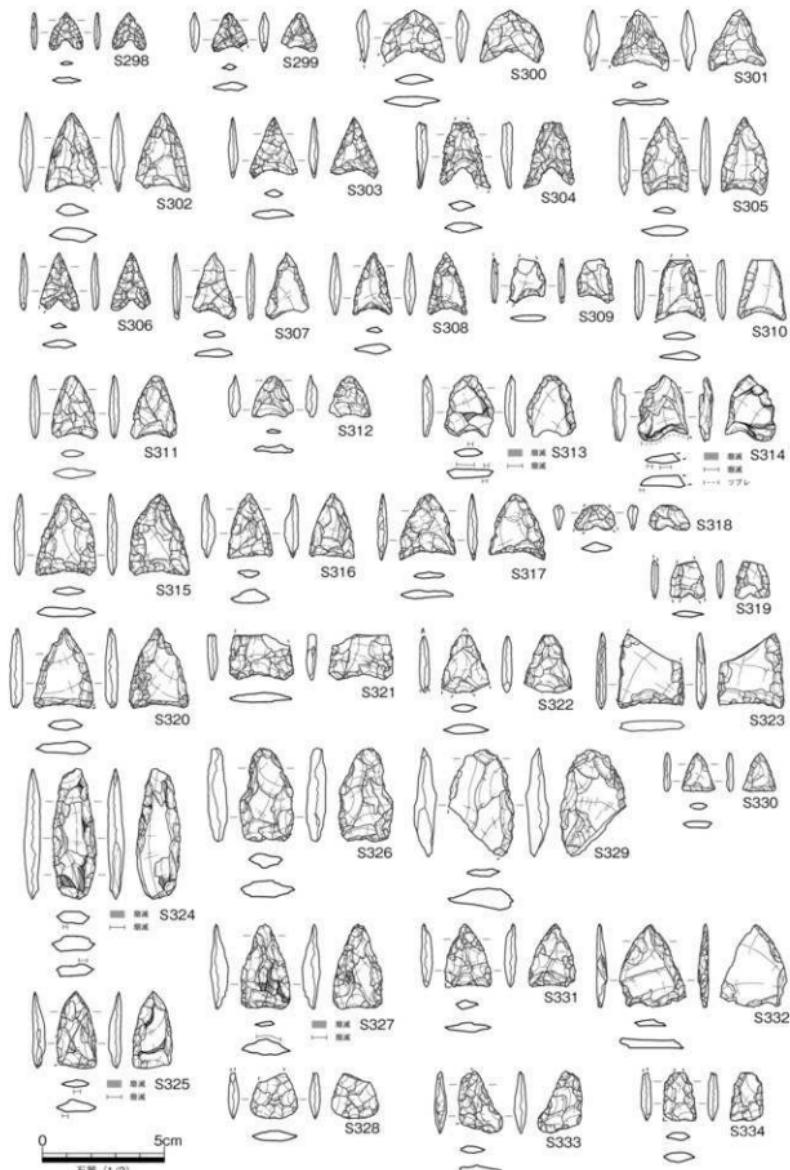
S383は黒色安山岩製の磨製石庖丁である。S384は石英閃綠岩の磨製石斧である。

S385は結晶片岩製の叩き石。S386は安山岩製の方柱状石片を使った磨石である。S387は結晶片岩製の石棒であろう。

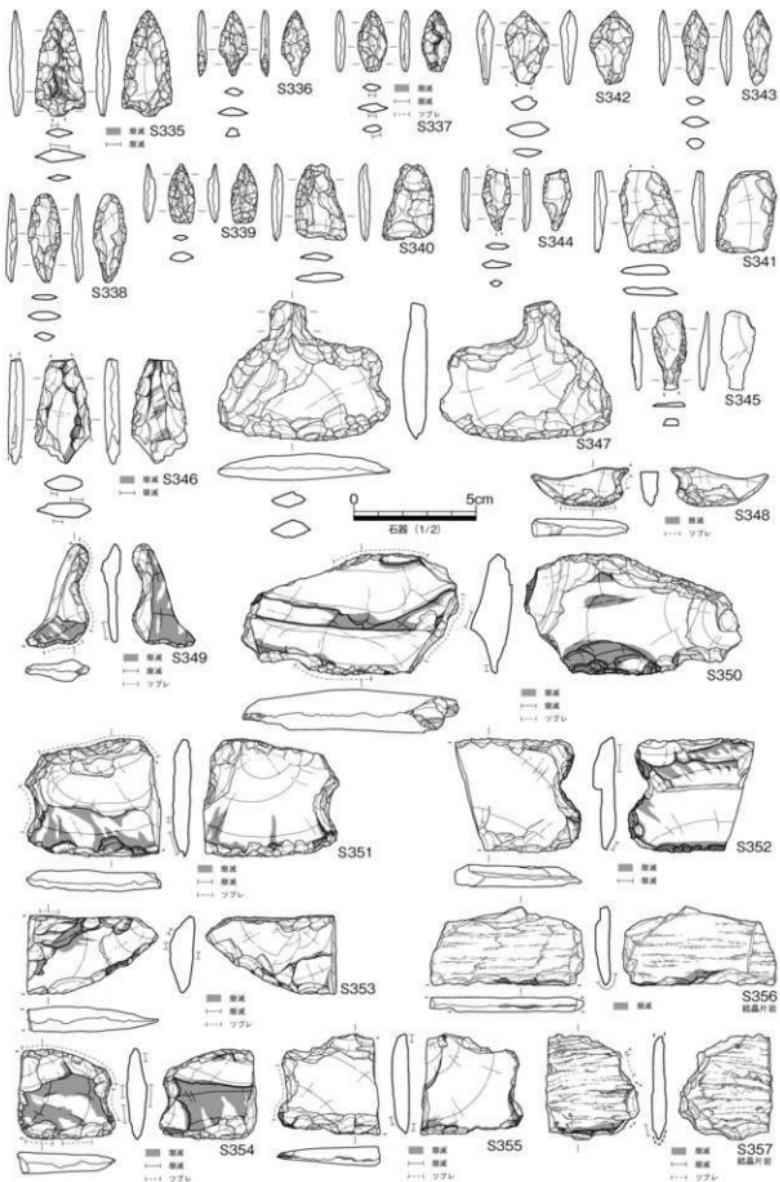
S388は流紋岩製の砥石である。

S389は花崗斑岩製の磨石。

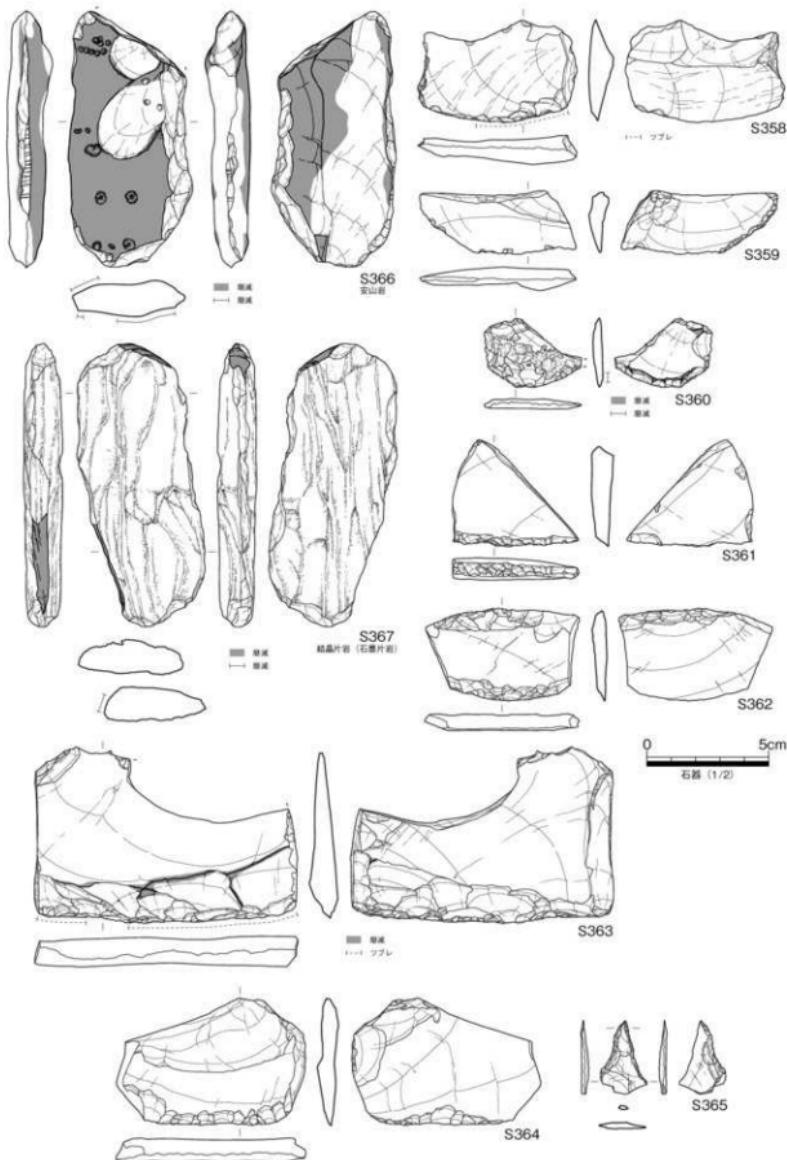
S390は砂岩製の石杵である。下面に顯著な磨り面があり、朱が付着する。



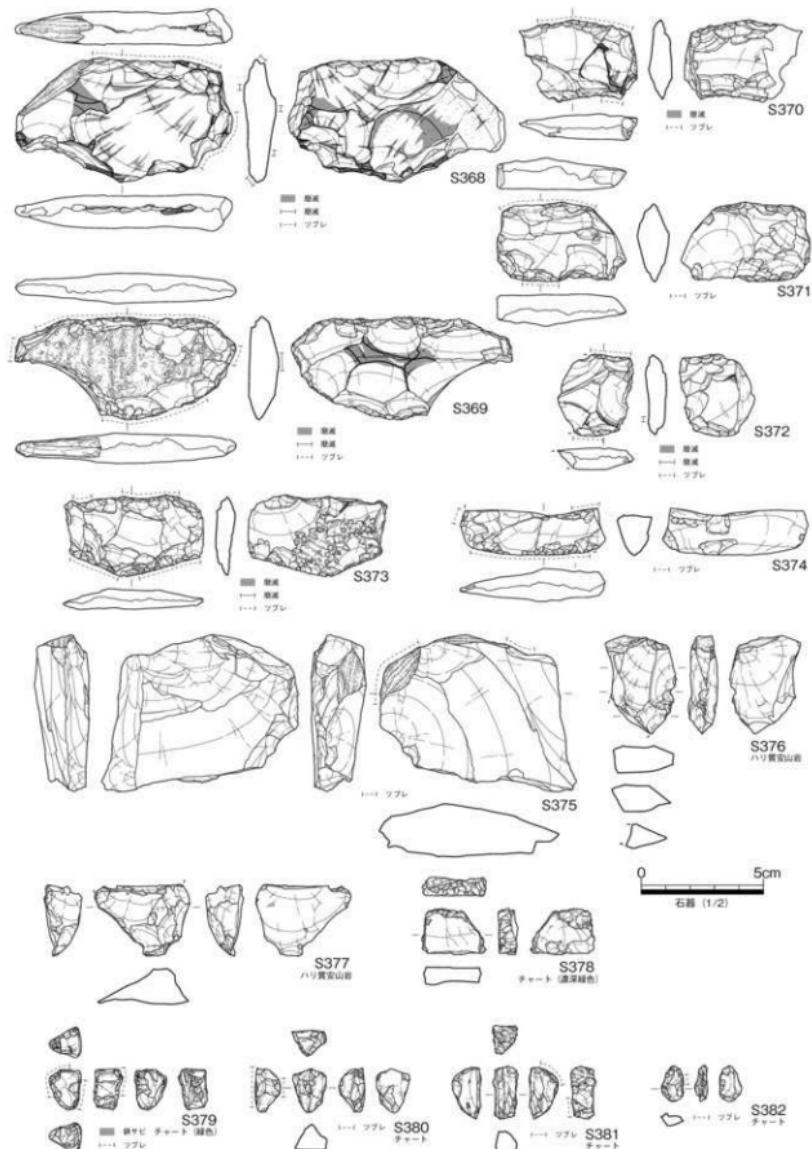
第 388 図 包含層出土遺物実測図 石器 1



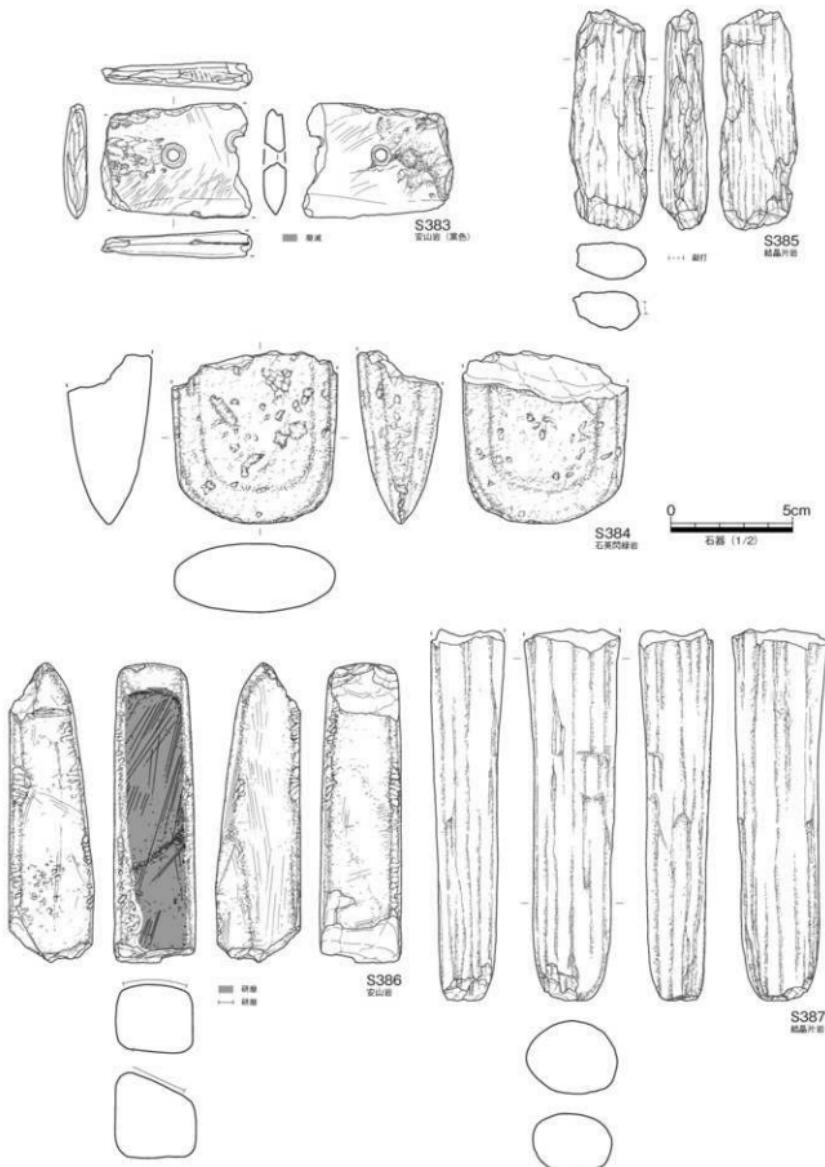
第389図 包含層出土遺物実測図 石器2



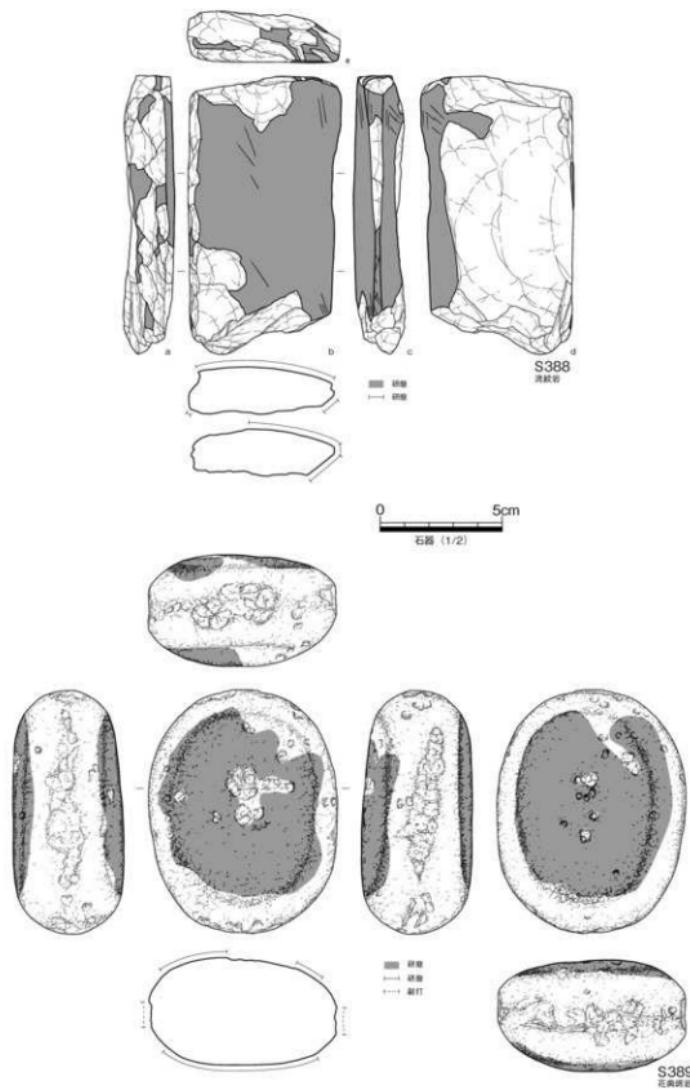
第 390 図 包含層出土遺物実測図 石器 3



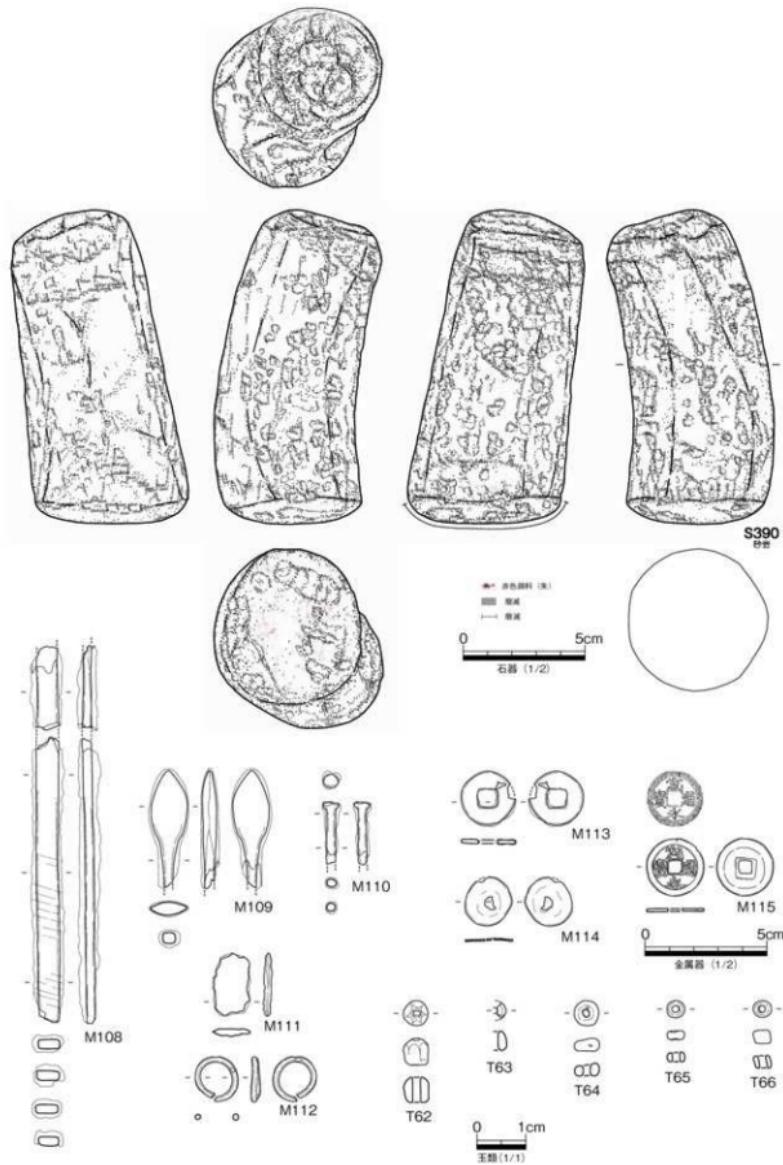
第391図 包含層出土遺物実測図 石器4



第 392 図 包含層出土遺物実測図 石器 5



第393図 包含層出土遺物実測図 石器6



第 394 図 包含層出土遺物実測図 石器 7・金属器・玉

(3) 金属器

M108はヤリガンナである。刃部は欠損するが、全長は17cm以上の大形品であろう。基部にらせん状に樹皮が巻き付いた痕跡が残る。

M109は柳葉形の鉄鎌である。刃部及び闇の形状が左右で異なる。

M110は断面が正円形の鉄釘である。M111は周縁が不規則に欠損した鉄片である。M112は青銅製の円環である。分析の結果、メッキ等の構造は認められない（第4章第5節4）が、弥生期ではなく近代以後の可能性を残す。

M113・M114は無文鏡。M115は寛永通宝。SH2220aのM116は図示していないが細片化した青銅製品で銅鏡の可能性が高い。写真図版のみ掲載した（写真図版154）。

(4) 玉類

T62～T66は淡青色のガラス小玉である。

第 6 節 大日本帝国陸軍第十一師団善通寺練兵場に関する遺構

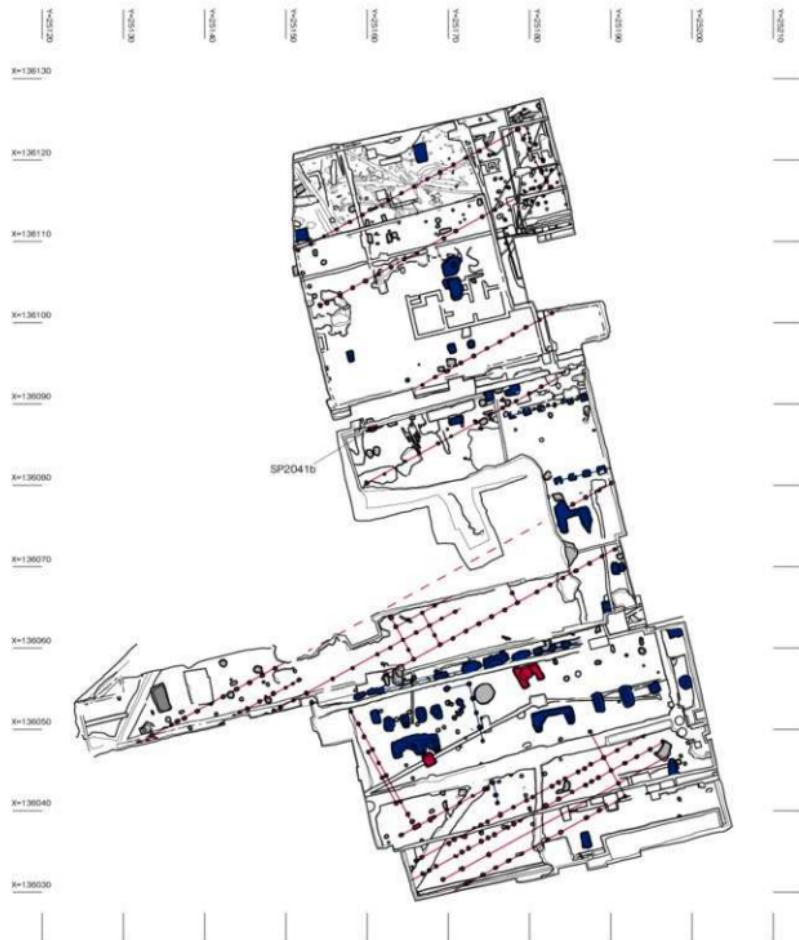
調査地は明治 31（1898）年 12 月 1 日、当時の善通寺村に開庁した陸軍第十一師団は善通寺伽藍の南に司令部及び各兵営を配置し、伽藍の北を練兵場とした。大正末期の善通寺市街地図には旧練兵場遺跡の範囲はほぼ全域に「善通寺練兵場」の記載がある。

開庁時に伽藍より南に所在した第 11 師団善通寺丸亀陸軍衛戍病院は、昭和 11 年ごろ善通寺練兵場の西側三分の一、現在の独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センターの敷地以西に移転し、「善通寺陸軍病院」に名称を改めた。

第 4 節で報告した SP2014b からは、五光星の星章を中心配し、対面に「善通寺陸軍病院」銘を記した湯飲み茶碗（2410・2411）が出土しており、その時期の遺構と考えられる。それ以外には、楕石に扁平な川原石を配し灰白色系砂で埋没し条里方向に並ぶ特徴的な柱穴列を多数確認した。第 395 図で赤色ラインで復元した柱穴列がそれに相当する。写真では条里方向に長大で平屋の病棟舎が記録されており、それらの基礎柱と考えられる。

昭和 20 年国立善通寺病院が発足し、現在の基礎となる病院が成立するが、その前には現在の病院の建物方位（北から 13.8 度西に偏る）の病院舎が存在した可能性が高い。青色の土坑はその並びが現在の病院舎の方向に一致しており、戦前の遺物が出土する。このことから当初条里方向で配置された病院舎は、終戦までの間に現在の方向に揃える大規模な建て替えが行われたと考えられる。

これまでの調査における当該期の遺構を集成することで、古写真として残る帝国期の建物等の実地比定が可能となろう。



第395図 旧陸軍第十一師団善通寺練兵場に関する遺構図

県立普通寺養護学校移転に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

旧練兵場遺跡

(第 26 次調査)

第 1 分冊

2022 年 3 月 31 日

編集 香川県埋蔵文化財センター

〒 762-0024 香川県坂出市府中町字南谷 5001-4

Tel 0877-48-2191

E-Mail maibun@pref.kagawa.lg.jp

発行 香川県教育委員会

印刷 株式会社 中央印刷所